

令和5年4月17日

第3学年 生徒保護者 様

埼玉県立久喜北陽高等学校長 新井 昌也

令和5年度 諸会費等の口座振替について（お知らせ）

日ごろから、本校の学校運営について御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、今年度の口座振替日・振替金額は下記のとおりとなります。

資金不足等で口座振替ができなかった場合は、事務室に現金で納入していただくこととなりますので、前日までに指定口座へ入金をお願いします。

記

1 授業料及び諸会費

口座振替日	諸会費振替金額	授業料振替金額	合計
5月26日	32,433円	—	32,433円
6月26日	—	—	—
7月26日	—	—	—
8月25日	—	29,700円	29,700円
9月26日	—	—	—
10月26日	—	—	—
11月27日	—	29,700円	29,700円
12月26日	—	29,700円	29,700円
1月26日	—	29,700円	29,700円
合計	32,433円	118,800円	151,233円

※諸会費は1回につき33円の口座振替手数料がかかります。

2 諸会費内訳

1か月分諸会費内訳	
■ P T A 会 費	250円
■ 後 援 会 費	1,500円
■ 施設整備期成会	300円
生 徒 会 費	650円
学 年 積 立 金	—
合 計	2,700円

※ ■は減免の対象となるもので、減免対象者には条件があります。裏面をご覧ください。

※ 諸会費の口座振替の回数は、年1回（5月）、授業料の口座振替は年4回（8、11、12、1月）で、原則26日が振替日となります。諸会費は口座振替1回12か月分、授業料は口座振替1回につき3か月分を引き落とします。

3 授業料及び高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金の申請をされない方及び審査の結果で不認定の方については、上記の日程で授業料を口座振替いたします。

昨年度、高等学校等就学支援金の申請をされなかった方及び審査の結果が不認定だった方には6月に「7月申請について」の通知をする予定です。

4 諸会費（■部分）の減免について

本校では、授業料等減免制度により、修学意欲のある生徒が経済的理由により教育の機会が失われないように、次に掲げる場合は諸会費の減免を行っております。

- (1) 保護者が天災その他不慮の災害を受けた場合
- (2) 保護者が死亡、又は長期の傷病にかかった場合
- (3) 保護者の失職、転職等により家計が急変した場合
- (4) 保護者の当該年度の市町村民税（所得割）が非課税の場合
- (5) その他授業料納入が困難な者として教育長が別に定める場合
（保護者が児童扶養手当を一定額以上受給している場合など）
- (6) 生活保護受給世帯の場合

※ 質問・相談のある方は、事務室までお申し出ください。

担 当 埼玉県立久喜北陽高等学校
事務室担当 田村
電 話 0480-21-3334